

保険法の施行に伴う特則（B）

この冊子は、特則について記載されていますので、ご熟読のうえ、大切に保管してください。今後とも、末永くお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

「保険法」の施行に伴うお取扱について

保険法の規定は、原則として、保険法の施行日（2010年4月1日）以降に締結（復活、特約中途付加、更新を含みます）された保険契約について適用されますが、弊社では、復活、特約中途付加、更新につきまして、2010年3月2日以降にお手続いただくご契約につき、「保険法の施行に伴う特則（B）」を作成し、当特則を適用することとしました。

すでに適用されている普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、この「保険法の施行に伴う特則（B）」において定める事項については、それぞれのお手続の効力発生日より、この特則を適用してお取扱しますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせてお読みください。（ただし、特則（B）第5条につきましては、保険法の施行日以降適用されます。詳しくは、特則（B）附則をご覧ください。）

※この特則を適用させていただくにあたって、お手続の必要はありません。

●保険法の施行に伴う特則（B）の主なポイント

1. 保険金等の支払の時期について（保険法の施行に伴う特則（B）第3条）

現在の約款では、原則的な支払期限を定めているものの、お支払に際して事実確認を行う場合の確認事項、確認方法やそれらに応じたお支払期限を明示していませんでした。

保険法の施行にともない、当社は約款で保険金等（給付金、年金等を含むすべての保険給付をいいます）のお支払までの期限を具体的に定めました。また、適正な保険金等の支払を確保するために、必要な調査を行う場合もありますが、それぞれのケースでお支払までの期限についても具体的に定めました。

保険金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内にお支払します。

ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等をご請求した方にその旨を通知します。

保険金等を支払うために(1)から(4)の確認が必要な場合	(1) 保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合		お支払期限	保険金等のご請求のための書類が当社に到着してから（到着の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日
	(2) 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合			
	(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合			
	(4) 重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合			

上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、保険法の施行に伴う特則（B）第3条をご覧ください。

保険法の施行に伴う特則（B）第3条で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

※保険金等をお支払するための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

2. 保険金等の受取人による保険契約の存続（保険法の施行に伴う特則（B）第5条）

債権者等が債権を回収するため、保険契約を差押えたり、質権を設定した上で、保険契約を解約して解約返戻金を請求する場合があります。このような場合に、保険金受取人の利益を保護するため、保険金等の受取人により保険契約を存続させることが可能になりました。

差押債権者、破産管財人等による解約について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金等の受取人による保険契約の存続について

債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべてのお手続を行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

※ただし、解約の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日が、年金開始日以降となる場合には適用されません。

※この制度は2010年4月1日以降に債権者等から解約の通知があった保険契約に適用されます。

3. 告知について（保険法の施行に伴う特則（B）第7条）

現在適用されている約款規定に、つぎの内容を追加しました。

告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社のご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

4. 重大事由による解除について（保険法の施行に伴う特則（B）第8条）

当社は、いまでも、保険金殺人や保険金詐欺等の犯罪行為にそなえ、保険契約の不正な利用の防止のために保険契約を解除（解約）できる旨を、重大事由による解除として約款に規定していました。
保険法では、重大事由による解除の要件が新たに定められました。これに伴い、当社の重大事由による解除の規定も保険法に則って修正しました。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

- (1) 保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- (2) 保険金等のご請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められる場合
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることで、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記(1)～(4)と同等の事由がある場合
- (6) 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記(1)～(5)と同等の重大な事由がある場合

※この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金等のお支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じていたときは、当社は保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません（上記(4)の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します）。すでに保険金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

5. 死亡保険金等の受取人の変更について（保険法の施行に伴う特則（B）第9条、11条～13条）

- ・ 保険契約者は死亡保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金等の受取人を変更することができます。ただし、死亡保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には死亡保険金等の受取人の変更はできません（保険契約者と死亡保険金等の受取人が法人の場合を除きます）。
- ・ 死亡保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払しません。

6. 遺言による死亡保険金受取人の変更について（保険法の施行に伴う特則（B）第10条）

保険法にて遺言による死亡保険金等の受取人変更の条文が新たに定められたのを受け、約款にも新たに規定しました。

- ・ 保険契約者は死亡保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、死亡保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には死亡保険金等の受取人の変更はできません。
- ・ 死亡保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、死亡保険金等の受取人変更の効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金をお支払したときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払しません。

7. その他

・ 詐欺による取消について

現在適用されている約款では、保険契約者等の詐欺によりご契約が締結された場合、保険会社はそのご契約を「無効」とする規定があります。この「無効」という法律上の効果を、民法の定めに合わせて「取消」に変更します。（特則6条）

・ 時効について

保険金等、払戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅するものとして取扱います。（特則14条）

● 保険法の施行に伴うその他のお取扱

・ 被保険者による保険契約の解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約をご請求することができます。この場合、被保険者から解約のご請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① 保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付のご請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

※この制度は2010年4月1日以降に締結（復活、特約中途付加、更新を含みます）された保険契約について、被保険者が保険契約者に解約の請求をした場合に適用されます。

保険法の施行に伴う特則（Ｂ）

保険法（平成20年法律第56号）の施行に伴い、平成22年３月２日以降、同日前に締結された保険契約（特約を含み、以下同じとします。）が更新または復活される場合もしくは同日前に締結された保険契約に特約が中途付加（主たる保険契約の締結後に特約を締結することをいい、以下同じとします。）される場合には、つぎの各号に定めるところにより、すでに適用されている普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、この特則において定める事項については、この特則を適用して取り扱います。

（１）主たる保険契約が更新または復活されるとき

普通保険約款および主たる保険契約と同時に更新または復活される特約の特約条項についてこの特則を適用します。

（２）特約のみが更新されるときまたは特約が中途付加されるとき

更新または中途付加される特約の特約条項についてこの特則を適用します。

第１条（保険証券に関する事項）

１．会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎに定める事項を記載した保険証券を交付します。

（１）会社名

（２）保険契約者の氏名または名称

（３）被保険者の氏名

（４）保険金等（給付金、年金等を含むすべての保険給付をいいます。以下同じとします。）の受取人（普通保険約款および特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

（５）保険期間

（６）保険金等の額

（７）保険料およびその支払方法

（８）契約日

（９）保険証券の作成年月日

（１０）特約が付加されたときは、その特約について、第２号から第８号までに準ずる事項。

２．保険契約が更新または復活された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

第２条（保険金等および保険料払込免除の請求手続に関する事項）

１．保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した場合には、保険契約者または保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．保険金等を請求する場合または保険料払込免除を請求する場合には、すみやかに請求書類を会社に提出して請求してください。

第３条（保険金等の支払の時期および場所に関する事項）

１．保険金等は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）５営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

２．保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、保険金等の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

保険金等を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
（１）保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由に該当する事実の有無
（２）保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
（３）告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
（４）この保険契約の普通保険約款（特約条項を含みます。）に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項、第８条（重大事由による解除）第１項第５号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者（特約の被保険者を含み、被保険者の名称の如何を問いません。以下同じとします。）もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までに おける事実

３．前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、保険金等の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
（１）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
（２）前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
（３）前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90日
（４）前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
（５）前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
（６）前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

４．前２項の場合、会社は、保険金等を請求した者に通知します。

5. 第1項から第3項までに定める期限をこえて保険金等を支払う場合には、第1項から第3項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等を支払います。
6. 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、正当な理由がなく第2項および第3項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第2項および第3項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
7. 本条の規定は、保険料払込免除の取扱に準用します。

第4条（払戻金の請求手続に関する事項）

解約払戻金その他の払戻金は、請求書類を会社に提出して請求してください。

第5条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいつぎの各号のすべてを満たす普通死亡または傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、つぎの請求書類を会社に提出してください。
 - (1) 請求書
 - (2) 保険契約者の同意を証する書類
 - (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類
 - (4) 前項の金額を支払ったことを証する書類
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等（傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等については、その保険金等が支払われることにより、保険契約が消滅または保険料積立金が減少するものに限ります。また、保険金等の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。
5. 前項に定める保険金等（生存を支払事由とする年金を除きます。以下本項において同じとします。）が、その支払により保険契約が消滅しない保険金等である場合には、その保険金等の支払後の第2項に定める金額は、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額から支払った保険金等の金額を差し引いた金額とします。
6. 生存を支払事由とする年金を支払う旨を定めた保険契約について、第1項に定める解約の効力が生じる日に保険契約の解約ができないこととなる場合には、本条の規定を適用しません。
7. 普通死亡または傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等を年金として支払う旨を定めた保険契約において、第4項に定める保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべき場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1回目の年金の支払日以降に支払われる年金を支払うための積立金額（年金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。）の限度で、第2項に定める金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を年金の受取人に支払い、保険契約は消滅します。
 - (2) 前号にかかわらず、年金を支払うための積立金額の残額にもとづいて計算した年金額が会社の定める金額以上である場合には、年金額が減額されたものとして以後の年金を支払います。

第6条（詐欺による取消、不法取得目的による無効）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活、復旧または増額したときは、会社は、保険契約（復旧部分または増額部分）を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。
2. 保険金等または保険料払込免除の請求に関し詐欺の行為があった場合についての規定は適用しません。
3. 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約（復旧部分）を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この保険契約の締結、復活または復旧の際に、会社が保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）について、保険契約者または被保険者（普通保険約款（特約条項を含みます。以下本条において同じとします。）に定めるその他の告知義務者を含みます。以下本条において同じとします。）は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要するものとします。ただし、普通保険約款において会社の診査医に対して口頭で告知する旨を定めていないものについては、口頭で告知することを要しないものとします。
2. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かって保険契約を解除することができます。保険契約を解除した場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
3. 会社は、保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等の支払または保険料払込の免除をしません。もし、すでに保険金等を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
4. 本条の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明である場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。
5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、告知義務違反による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき

- (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第1項に定める告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき
- (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
6. 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

第8条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約（特約を含みます。以下本条において同じとします。）を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または普通死亡を支払事由とする保険金等（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において「死亡保険金」といいます。）の受取人が死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において「給付金」といいます。）の受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡保険金または給付金の請求に関し、死亡保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金等（前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号の①から⑤までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求することができます。すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。また、前項第5号のみに該当した保険契約を解除する場合で、前項第5号の①から⑤までに該当したのが年金等の受取人のみであり、その年金等の受取人が年金等の一部の受取人であるときは、保険契約のうち、その受取人に支払われるべき年金等に対応する部分についてのみ解除するものとします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、払戻金（年金等の支払事由発生後または年金基金への充当が行なわれた日もしくは年金支払開始日以後は、解約または年金等の全部を一時に支払う旨の請求を受けたものとして計算した金額。以下本条において同じとします。）があるときはこれを保険契約者（年金等の支払事由発生後または年金基金への充当が行なわれた日もしくは年金支払開始日以後は、年金等の受取人。以下本条において同じとします。）に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、払戻金があるときは、その部分の払戻金を保険契約者に支払います。
6. 主たる保険契約が復活される場合にこの特則を適用するときは、第1項第5号の規定は適用しません。この場合、この特則中、第1項第5号に関する規定も適用しません。

第9条（会社への通知による死亡保険金の受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡を支払事由とする保険金等（以下本条および次条において「死亡保険金」といいます。）の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 保険契約者は、普通保険約款（特約条項を含みます。）により受取人となるべき者があらかじめ定められている保険金等の受取人をそれ以外の者に変更することはできません。
3. 死亡保険金の受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金の受取人を死亡保険金の受取人とします。
5. 前2項により死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 保険契約者が死亡保険金の受取人の変更を請求するときは、つぎの請求書類を会社に提出してください。
 - (1) 請求書
 - (2) 被保険者の同意を証する書類

(3) 保険契約者の印鑑証明書

(4) 保険証券

7. 第1項の規定により死亡保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。

8. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金の受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金の受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第10条（遺言による死亡保険金の受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金の受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項による死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

4. 保険契約者の相続人が死亡保険金の受取人の変更を請求するときは、つぎの請求書類を会社へ提出してください。

(1) 請求書

(2) 被保険者の同意を証する書類

(3) 遺言書

(4) 保険契約者の相続人であることを証する書類

(5) 保険証券

5. 本条の場合、前条第2項から第5項までおよび第7項の規定を準用します。

第11条（年金等の受取人の変更に関する事項）

前2条の規定は、普通保険約款（特約条項を含みます。）の定めるところに従い、生存を支払事由とする年金等の受取人の変更について準用します。

第12条（給付金の受取人に関する事項）

保険契約者と被保険者が異なる保険契約において、その被保険者と傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等（傷害疾病にもとづく死亡を支払事由とする保険金等を除き、本条において「給付金」といいます。）の受取人が異なる場合には、給付金の受取人はその被保険者となります。

第13条（法人契約特則に関する事項）

普通保険約款に定める法人契約特則が適用される保険契約については、被保険者の同意を得て取り扱うものとします。

第14条（時効）

保険金等、払戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅するものとして取り扱います。

附則

この特則中、第5条（保険金等の受取人による保険契約の存続）については、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後、債権者等による保険契約の解約の通知が会社へ到着した場合に適用するものとします。

お問い合わせ先（担当者）

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

0120-37-2269 ^{ミナジブロック} 通話料無料

※携帯電話、PHSからご利用になれます。

ジブラルタ生命のホームページ

<http://www.gib-life.co.jp/>

日本におけるプルデンシャル・ファイナンシャルのホームページ

<http://www.prudential.jp/>